

大正期の奉安殿護国院

川口高風

九月十九日

雲洞石禪⁽¹⁾

とあり、永平寺より護国院住職を命ぜられたが、協議中であることがわかる。九月二十七日には雲洞庵（南魚沼市雲洞）より護国院へ転住した。（「宗報」第四五七号）十月三日に授戒会中の養源寺（豊岡市元町）より水野童龍（春日部市小淵・浄春院住職）へ出した書簡には、

肅啓 樺島教田の大開拓為宗門感謝不尽且法身の健康何より大慶歎喜有る迂衲弥々名古屋護国院に住名を出すこと、相成候、雲洞の方は當分従前の通室橋師兼務の名に於て監寺勤務追て後重選定と協議相纏り候

大正四年七月十一日に木田韜光が示寂したため、その後住には新井石禪が就いた。新井は明治三十五年一月に永平寺副監院を務めるとともに曹洞宗務院の教学部長、人事部長も務めており、同四十一年八月には満州、朝鮮、台湾を巡教している。同四十四年には森田悟由の随行长に請されたため、教学部長を辞任して禪師に随侍し各地の布教に従事した。しかし、大正四年二月九日に森田が遷化したため、修学の師である禪師を失い落胆していたところ、同年七月十一日に示寂した木田の後任として護国院住持に請された。九月十九日に実弟の石井松五郎に出した書簡には、

前略 迂衲も名古屋奉安殿に住職を本山より被命、目下協議中に候、忙中略書頓首

十月三日

不二山方丈

石禪和南⁽²⁾

去る三十日護国院に立寄内披露会を済ませ候、来る八日より授戒会（御親化）に付かく取りいそぎたるものに候、護国院の僧堂整理中々困難なれど、出来得る限り此際改良も施したく、就ては貴師来りて講師を勤め被下間敷や、正月等は帰院にさしつかへなし、又春期にもならば、何とか代理者をも立つべし、當分の処丈にても来つて助化被下候はゞ好都合に候、若しそれも出来ずば一時的にてもよろし、何とかさしく願上度候、常在の準師家も必要に付物色中なり、貴師に心當りあらざるか、貴意御面示願上候
龍徳方丈外みなく様によろしく

とあり、雲洞庵の後輩は追って選定を協議するが、護国院僧堂は整理が難かしく、改革するために水野童龍を講師に招聘している。

十月八日より護国院で授戒会が啓建され、戒師は福山黙童、教授師は新井、引請師は禪芳寺の門内大英が務めた。(「宗報」第四五一、四五五号) 十二月には「認可僧堂開単御届」(護国院蔵)を永平寺監院押野太寿へ

認可僧堂開単御届

名古屋市東区布池町

御直末 護 国 院

拙院儀大正四年十二月十六日附ヲ以テ認可僧堂開設ノ許可ヲ得候ニ付、大正五年一月一日ヨリ僧堂開単致候條、此段以連署及御届候也

右護国院任職

大正四年十二月 日 兼認可僧堂担任師家 新井石禪[㊦]

埼玉県北葛飾郡幸松村淨春院任職

認可僧堂準師家 水野童龍[㊦]

大本山永平寺

監院 押野太寿殿

と出しており、十六日には認可僧堂開設の許可が出た。そして来る同五年一月一日より僧堂は開単されたが、本山僧堂に掛籍しな

からも護国院へ出会していた佐藤梅堂以下十三名は、本山僧堂を送行し護国院僧堂に掛搭する間、特別の御詮議により大正四年十二月三十一日までの本山安居証明状を下附されるように本山監院の押野太寿へ願っている。(「御山僧堂安居証明状下附願」護国院蔵) さらに十二月二十九日には、大乘寺(北海道余市郡余市町)三世の金沢玄外へ

拜啓 御道況愈々御康寧奉恭賀候、迂柄九月下旬俄に當院へ移転の止むなきに至り、何の支度すべき暇もなく单身孤影籍を移し、十一月より漸次内部の整理を願ひ、僧堂の認可を得今や一新生面を開くべき途中に有之候、本日出会先より帰山、来月中は在院の覚悟に有之候

御道情の深厚なる特に御名産の珍菓実沢山御惠贈を辱うし、慥に安着乍毎度実美事にて一同感歎致候、早速高祖及二祖太祖並慈船禪師の真前に猷供仕候、其御さがりは一同に分与し賞味可仕候

御地は寒威最も強烈に相成候事と存候、為人法御長養專一に祈上候、道俗各位に乍憚宜敷御致誠被下度候 誠恐頓首

大正卯十二月二十九日

護 国 石 禪 九[㊦] 拜

大乘尊堂老宗師 侍史

と書簡を出して、北海道の珍菓を贈ってもらった御礼と当時の護国院の状況が報告されている。これによれば、護国院は高祖(道元)と二祖(懷辨)、太祖(瑩山)、それに慈船禪師(森田悟由)

の真牌を祀っていたことが明らかになる。

松浦祖英

翌五年になると、一月十五日に、新井は十六日より認可僧堂開単の届けを教学部長の飛円順へ提出した。(護国院蔵) また、準師家については認可出願の手続中で、二十一日に松元院の久田龍峯の認可を管長の石川素重へ出している。(護国院蔵) 二月一日には、新潟県南魚沼郡東村の佐藤梅太郎に

肅啓 益々御健勝と喜居候、迂柄の事御心配被下忝く存候、

近頃は至つて達者に相成候間御心配被下間敷候

来る十一日より各地巡錫の途に上り可申候、御老母外皆々様に宜布願上候 早々不一

辰二月一日 名古屋市奉安殿護国院

新井 石禅

佐藤梅太郎様

六の環のめぐる道しば露ほどもさわりなき身となりける
かな⁽⁶⁾

と心配なく達者であることを知らせている。そして一月二十六日に明治三十五年七月二十四日以来、名古屋市(愛知) 吉祥講副幹長を務めていた長松院の松浦祖英が病身のため辞任することになった。その「辞表願」には、

辞表願

名古屋市中区上前津町長松院住職

拙僧儀、明治参拾五年七月廿四日ヲ以テ名古屋市吉祥講副幹長拜令仕居候處、目今病身ニ相成候ニ付補佐相勤難候、依テ此段辞表相願候也

右

大正五年一月廿六日

松浦祖英

大本山永平寺

出張所御中⁽⁷⁾

とあり、「大本山永平寺出張所御中」とあることから、護国院は永平寺出張所ともいわれていたことがわかる。そして、二月九日には、愛知吉祥講幹事長の新井石禅より松浦祖英へ安陀衣一肩と感謝状が授与された。

三月三日には従来、永平寺直末寺院住職の遺書開緘審査を永平寺で行っていたが、今後は永平寺東京出張所で行うことに改定された旨が御山監院押野太寿及び東京出張所監院大仏輔教より新井石禅と護国院の干与者へ通知が来た。⁽⁸⁾ また、同月七日には龍拈寺(豊橋市新吉町)において福山黙童の御親修法要があり、随行長の新井が説教を行っている。(宗報「第四六五号」)その後、福山は三月三十日に金慶寺(天草市諏訪町)の御親修中に急逝された。その密葬式は四月十二日午後一時より永平寺で修行され、同四時よりの中陰速夜諷經の焼香師を新井が務めている。(宗報「第四六四号」)

また、三月には大沢寺(大町寺大字平)の景中大暁が準師家に

認可され、護国院僧堂の準師家を務めることになった。⁽⁹⁾（護国院蔵）五月二十日には、京都市の恒松（中村）あい子へ

其後は御変りもなく御勤め被遊候事、何より御うれしく存候先般は御丁寧なる御玉章に御名産の和佳女ありがたく頂戴仕り候、又此程は日置老師の戒会に御母君と共に御加入の由、甚深の法縁ことにありがたく存候、迂衲も永平寺貫首前の御遷化により日取の変更もこれあり、北越に赴き幾個の教筵に臨み昨日帰院、御惠贈の珍羹に接したる次第に候
欧州の戦乱未だ斂まらず、全世界を通じて修羅の巷と化しな
さげなきことには候得共、これも人道天道進むべき階段かと
思へば氣力を崩さず増々勇猛精進を要するものと存じ候
されど世の中は、動もすれば魔強く法弱きことあり、故に眞
人は境を治めずして心を治む、若し心治めずして境を治めん
とせば煩悶悩乱熄むべくもあらず、苟もよく心を治め得ば森
羅万象も古仏の家風明月閑雲も道人の活計なるべし、御身さ
まには増々みこゝろの修養をすゝめられ無辺の風月を胸次に
収め不尽の乾坤を眉間に貯はへ日々是れ好日歩々尽く鳥道を
ふみ法喜禅悦の妙味に法楽を倍増し玉はんこと願上候
示庫院文数部さしあげ候間、御母君にもさしあげ被下度候
早々可祝

五月二十日

護国禅

恒松あい子様⁽¹⁰⁾

とあるように、御礼と当時の世間について綴っている。翌二十一

日には、新潟県古志郡六日市村の田中本吉へ

肅啓 御尊候益々御康安恭賀不斜候、過日参趨の砌は深厚無
限の御親情を蒙むり、乍毎度只々感謝之外無之候、殊に地方
信衆の熱心にて且つ真面目なる迂衲等の道念に對し幾多の鞭
撻と感化とを与へ裨益不鮮洵に有り難く感じ候
御令室之精神界の開発に努力せらるゝ御思召の貴き源吉殿之
質直藤蔵殿の淳朴、全く仁里之良民とや申すべくまことに愉
快を覚え候、殊に少年の温和にして信念の徴象ある真に嬉し
く感候

迂衲十八日を以て帰名、来月八日まで是在院三十余名の雲衲
と相共に暁座夜座毎夕提唱、本日の如きは参拝者数十人般若
六座施餓鬼二座而も夜二時間半の垂示と提唱とに倦怠の色を
見ず、開静後得も言はれぬ喜びを感じ候、是亦三宝龍天の冥
助ならんと銘肝致候

先者御礼辞申上度まで如是に御座候 早々頓首

五月廿一日夜

護国石禅

田中本吉様侍史

御令室様及硯一樣御夫妻に別紙同様宣布願上候⁽¹¹⁾
と書簡を出しており、十八日には帰名し、六月八日まで護国院で
三十余名の雲衲とともに暁天、夜座、提唱、大般若祈祷、施餓鬼
などを務めると述べている。六月三日には愛知県知多郡半田町の
小栗庸三へ書簡を出し、本宅へ参上の際に御厚遇を受けた御礼の

言葉と生命の消長について述べている。⁽¹²⁾

六月二十一日には、名古屋市の盛田久左衛門に

肅啓 過日出立の際は御令室特に御見送り被下忝く御礼申上候

慈船禪師の御小伝拝見多少加筆仕候、実は原稿に直接筆を入れ候事は如何にも失礼なれど、別に記するの暇なきま、扨げて加毫せしもの原稿を汚せし段不悪御思召大野先生に可然御申訳被下度候

日置禪師の御題字は迂柄より相願可申に付、原紙御送付被下度候

時下陰霖の鬱陶敷候間、御自愛專一是祈候 早々頓首

大正五年六月二十一日

護 国 石 禅

盛田御主人様⁽¹³⁾

と見送りされた御礼と森田悟由小伝に加筆したこと、それに日置黙仙の題字を依頼するため原紙を送ってもらうことを願っている。さらに八月六日には、実弟の石井杉悟郎へ

暑中御変りなきや、迂柄今般両大本山の命に依り、相州最乗寺に移転することとなり、九月一日仮入山式相勤め申候、右は突然之御命令にて有之候、十月廿二日頃晋山式挙行の予定、その折は来山可被下候、大多忙中に付梁川にも別に御沙汰不仕、何れ公然発表之上、改めて可申上心得に付、よろしく願ひ上候、暑氣厳烈に付一層御用心高好も達者と存じ居

候、この上とも御注意專一に祈上候 早々

八月六日

護 国 石 禅⁽¹⁴⁾

と書簡を出し、突然に両大本山の命によって最乗寺（南足柄市大雄町）へ転住することとなり、九月一日には仮入山式、十月二十二日頃には晋山式を挙行する予定で、それに来山することを願っている。そして八月十五日に最乗寺へ転住した。これは大正五年五月六日に最乗寺独住七世の織田雪巖が示寂したため、その後住に迎えられたのである。この人事は総持寺独住四世石川素童の懇請によるもので、永平寺副監院や森田悟由、福山黙童の随行長を務めた新井は、いわゆる永平寺系の人であった。その方が門葉四千カ寺余を有し総持寺の顧問的立場である最乗寺住職に抜擢されたのである。そのため弘津説三は、永平寺側の賛同を得たり、名古屋吉祥講員の了解を得るなどに奔走しており、新井は「それが宗門の為となることなれば、すべてを両本山の意見に一任す。」と決意を答えている。⁽¹⁵⁾したがって、護国院時代はわずか一年間であったが、当時のエピソードが伝わっている。

五十嵐絶聖朝鮮布教総監によれば、

○風呂番や給仕人に迷惑をおかけにならなかった

これはかなり以前に聞いた事であるが、まだ禪師が名古屋の奉安殿に御住職中の話、食事とか入浴とかの場合には、係の者の報知と共に、直ちに之に就かれ、決して係の者を待たしめると云ふことがなかった。仮令来客中と雖も変る事がな

かつた。些々たる事ではあるが、常人の一寸なし難き点である。食膳が整つても、自己の都合で、食事の時間が三十分なり四十分なり延びるとすると、随分庫院の方の迷惑は大きいのみならず、切角の調理物がために味ひを変ると云ふ様な事にもなるし、又、風呂などでも、上の方の一人が入浴を自己の都合で延ばすとすると、何十人と云ふ下の方の者が、入浴する事が出来ないわけで、時間的に頗る不経済のみならず、自余の者に及ぼす迷惑は蓋し僅少でない。この点に就いて禪師は実に行届いた考慮を払はれて御自分の御都合のために、浴司の報知を聞流したり、食事に際して、給仕人を何時迄も待たせしめると云ふ事は曾てなかつたと云ふ。

○就寝も必ず定めの際に遊ばされた

殊に就寝の際の如きも、時到着て開枕の板が鳴ると同時に、必ず床の中に這入られる、如何に忙しい時でも同じである、忙しい時には夜中起き出でて、御仕事をなさるとも、一度は必ず開枕と同時に就寝さるゝのである、之れ自身で山規山法を遵守せらるゝ点もあらうけれど、それよりも開枕後、いつ迄も起きてゐては侍者や行者が休むわけに行かない、仮令侍者や行者にしたところで迷惑をかけては気毒だと云御考へから、如何に御用務が御忙しい時でも、開枕と同時に入床せられ、他の安堵して休むのを俟つて再び起き出でて、御用務を弁せられたと云ふ風であつた。

行住座臥総て几帳面に行動せられ、所謂禪家の鐘鳴れば法

堂、梆響けば齋堂の清規を如実に実行せられ、喫茶喫飯の間も、曾て廃せられなかつたと云ふことは、禪師の一貫せる大信念の然らしむるところであらねばならぬ。

禪師の遺偈中の一句「道業隨流」は禪師御生前中の行履を最も明らかに表示せられたものと拝察する次第である⁽¹⁶⁾

とあるように、風呂番や給仕人に迷惑をかけず、就寝も必ず定められた時に休まれた。大衆一如の精神で、行住座臥すべて几帳面に行動されており、この逸話は元永平寺監院加藤黙堂も知っていたことであつた。大信心の方であるとともに、実に優しい思いやりのある方であつたといわれる⁽¹⁷⁾。また、説教の練習をする小僧にはジツと耳を傾けて、幼稚な小僧の説教にもいちいち講評され、ニコニコと指導された。そして「何事も復習鍛錬が大切じゃ。流行歌や世俗のかくし芸などに目をくれて、法式声明や説教の練習を怠つてはいけない⁽¹⁸⁾」と諭されるのであつた。

さらに、雲洞庵近くの信徒であつた高野隆雅は、

○火急の用だからゆつくり書け

禪師が奉安殿にお出の時、他へ至急の御手紙の代筆を私に申付け、其御ことばに火急の用事だから、ゆつくりお書き下さい、と仰せられた、この一言が私し一生の修養となり、去る大正十二年大震災の時、私は九州に居りましたが、人々は号外に驚いて、取るものもとりあへず、急いで上京したが、中々憂き目に逢ふたらしい。私はこの時がゆつくりする時だと、妻子を東京へ残し置きながら、糸崎町で書画の揮毫を三

日間いたし、一週間の後帰京したら、皆無事で大当りであった。

○御自身で御買物

禪師が奉安殿で御発病の時、私しが五日間御看病申上たのみの報謝として、勿体ない御自身で松坂屋から婦人の帯及有松絞をお買求になり、郵便で越後の愚妻まで、私にお話なく御恵送下さつた事を、私し帰宅してから拝見、恐縮いたしました。実にありがたい事でありました。⁽¹⁹⁾

といわれるように、火急の用事だからゆっくり書けといわれたり、看病の報謝として御自身で買物して送ってくれたという。

最乗寺転住後の翌六年には、総持寺再建部総裁に任命されておられ、また、護国院の常恒会開基である村上妙光の印施によって『和訳大悲心陀羅尼經』を刊行した。その序をみると、

和訳大悲心陀羅尼經序

大悲心陀羅尼經は觀世音菩薩十大願力の所発にして、功德廣大凡慮の測る所に非ず、我が禪門に於ては、常に其の神呪を諷誦して自他の覚道を莊嚴し二世の功德を増進す、然れども其の經文に至りては之を奉誦する者甚だ稀れなり、名古屋護国院開山珍牛禪師、曾て五陀羅尼を校して梓に上す、其の嗣默室良要禪師師命を奉じて再び之を刊行す、大悲心陀羅尼經は即ち其の一なり、護国院常恒会開基村上妙光禪尼、夙に深く觀世音菩薩を尊信し朝念暮念暫くも弛廢せず、近頃、本經

を讀誦して感仰措くこと罔し、乃ち之を和訳して普く有縁の信者に頒ち、相共に弘誓の慈海に遊泳し、福衆の彼岸に逍遙せんと欲す、余其の需めに応じ、默室禪師所校の本に就て之を和訳し、且つ禪師の序文を併せて訳載すること、なほぬ。顧ふに夫れ觀世音菩薩は、正法明如来の垂迹にして、濁海の慈航、昏衢の慧灯、悲体戒雷の如くに震ひ、慈意妙に大なる雲の如し、徧身の手眼を以て法界の群類を摂取し、無礙の神通を運らして最勝の福慧を増益し給ふ、故に能く其の真心を諦觀すれば、慕然として円通の郷に入り、能く其の大化を瞻仰すれば、忽爾として吉祥の台に昇らん、古仏曰く、箇々面前の觀自在、人々一座の補陀山と、此の語真に我を欺かず、唯だ大家の審細に参究し去らんことを望む。

大正六年

新井石禪謹誌

とあり、護国院開山の珍牛と二世默室によって刊行された『刊五陀羅尼經』の一つの「大非心陀羅尼經」を和訳して刊行したとある。さらに、翌七年十二月には同じく村上妙光の印施により『法華經』の安樂行品を和訳した『和訳妙法蓮華經安樂行品』を刊行している。その序は、

和訳妙法蓮華經安樂行品序

戒環法師曰く、万行は三業に依り、智慧に本づく智は以て己れを処し、悲は以て物に応ず、皆な其正を失なはざらんことを欲す、正しければ安して樂み、正しからざれば危うして憂ふ、故に此に特に文殊の正智に依て正身正語正意大悲の四法

を示して安樂行品と名くと、然れば則ち此一品は仏子行持の標準にして自利利他の妙則なり、苟も菩提道を欣求せんと欲せん者は常恒不斷に信受奉行せざるべからず、経文は主として菩薩男の為に説き給ふと雖も、文意を転換して奉承する時は直に以て菩薩女の妙行と為すことを得べし、妙法本より口俗を分たす、大行豈に男女を隔つべけんや、唯だ須らく仏意に敬順して仏行を行持し以て無窮の大安樂を成就すべきのみ

大正七戊午年十二月吉祥日 最乗現住 新井石禅 敬識

名古屋市
末広町 村上妙光 印施

とある。同八年四月には、両本山貫首代理として満州、朝鮮に巡錫し、新しく布教して各地の教状を視察した。九年三月には総持寺西堂に任命され、十一月十六日に石川素童が八十歳で示寂するや総持寺独住五世の後董に命ぜられ、十年一月に総持寺貫首となった。昭和二年十二月七日に世寿六十四歳で示寂している。

注

- (1) 「禅の生活」第七卷第三号（昭和三年三月発行）九十二頁の石井松五郎「肉親への禪師が恫情」による。
- (2) 『新井石禅全集』第十二巻（昭和五年十二月 新井石禅全集刊行会）三六〇頁。
- (3) 『新井石禅全集』第十二巻 二二二頁。
- (4) 大正五年一月十五日の「認可僧堂開單御届」は護国院に所蔵する。

(5) 大正五年一月二十一日の「準師家認可願副書」は護国院に所蔵する。

(6) 『新井石禅全集』第十二巻 一九六頁。

(7) 松浦祖英の「辞表願」と「感謝状」は護国院に所蔵する。

(8) 本山直末寺院住職の遺書開緘審査の通知と曹洞宗寺院住職遺書法中摘要は護国院に所蔵する。

(9) 景中大暁の「準師家認可願」は護国院に所蔵する。

(10) 『新井石禅全集』第十二巻 二七七頁。

(11) 『新井石禅全集』第十二巻 二四四頁。

(12) 小栗庸三への書簡は『新井石禅全集』第十二巻 一〇五頁にある。

(13) 『新井石禅全集』第十二巻 三六九頁。

(14) 「禅の生活」第七巻第三号 九十三頁の石井松五郎「肉親への禪師が恫情」による。

(15) 弘津説三「親愛敬畏する高德 新井石禅老和尚を悼みて」（昭和三年三月「傘松」第十三号）による。

(16) 「禅の生活」第七巻第三号 三十五頁の五十嵐絶聖「真にこれ曹洞禅の体現者」による。

(17) 辻淳彦「新井石禅師伝」（昭和五十四年 興国寺）四十二頁に、著者の辻氏が加藤黙堂の語ったことを記している。

(18) 辻淳彦「新井石禅師伝」四十三頁。

(19) 「禅の生活」第七巻第三号 五十三頁の高野隆雅「握り飯の食ひ競べしたことなどを」による。

十世 上野瓶城

新井石禅が最乗寺へ転住した後の住職は、すぐに決まらなかった。半年後の翌六年二月に、護国院前住職の新井と法類の禅芳寺住職門内大英、信徒総代の吹原九郎三郎、森本善七、堀内茂右衛門、大沢常太郎、津田蔵太郎らより「住職継目願」（護国院蔵）が出ている。それには、

住職継目願

拙僧儀大正五年八月十五日附神奈川県足柄上郡南足柄村最乗寺へ転住仕候ニ付後住ハ福岡県筑紫郡堅粕町片法幢会地明光寺住職上野瓶城へ相続スヘキ旨宗法ニ準シ干与者ノ賛同ヲ得テ選挙仕候條御調査ノ上支吾無之候ハ、御任命成下被度乃チ本人履歴書相添此段連署ヲ以テ相願候也

大本山永平寺御直末

愛知県名古屋市中区布池町常恒会地護国院前住職

大正六年 月

新井 石 禅

全県全市全区宝町禅芳寺住職

法類総代

門 内 大 英

全県全市西区和泉町二丁目七番地

信徒総代

全県全市中区鉄砲町三丁目四十九番戸

吹原 九郎三郎

森 本 善 七

全県全市全区祢宜町五丁目三十四番地ノ一

堀内 茂右衛門

全県全市全区鉄砲町三丁目十三番地

大 沢 常 太 郎

全県全市全区古渡町百九十九番戸

津 田 蔵 太 郎

とある。これによれば、元の永平寺監院であった明光寺（福岡市博多区吉塚）の上野瓶城が後董に就いた。上野は同年二月八日付で任命されており（「宗報」第四八六号）、二月十日に、その請書を宗務局庶務部長岩山真定へ提出している。ただし、明光寺を兼務とした。三月十四日には、護国院で日置黙仙御親修による愛知吉祥講の春季法要が行われた（「宗報」第四八五号）。その様子は「宗報」（第四八八号）の本山記事に、

名古屋市中区布池町奉安殿護国院御親教 十三日午後一時二十

五分御下車飯田駅長ノ先導ニテ貴賓室へ御案内申上歓迎諸員

拝謁浅井佐六氏ヨリ差廻セル三与ノ自動車二分乗シ西区押切

浅井左六家へ御安着御小憩ノ後同家亡父三回忌法要御親修浅

井左六夫妻浅井綸次郎夫妻浅井とく浅井千代ノ得度式ヲ許与

セラレ得度式後家族及店員一同ニ対シ御懇切ナル御親教遊ハ

サル同夜浅井家ニ御一泊アラセラレ翌十四日午前九時奉安殿

ヨリハ久宝寺梅屋寺光真寺庶務柴山寿太郎自動車ニテ御奉迎
 申上祝下ハ橋随長ノ陪乗他ハ二台ノ自動車ニ分乗シ布池町
 奉安殿ニ御安着五聲三拝相見ノ拜ヲ受ケサセ不老閣ニ御小憩
 安立橋ニ随長ノ説教午後二時随長ノ代香ニテ祝聖引続キ三
 祖諷經吉祥講員施餓鬼会御親修遊ハサレ三帰戒御親授ノ後御
 親教同夜奉安殿ニ御一泊翌十五日午前七時三十分安立古川ノ
 陪乗セル自動車ニテ松井知事官舎阪本前市長宅へ御立寄名古屋
 屋発八時二十四分列車ニテ伊賀上野町広禪寺戒場へ御移錫遊
 ハサセラレタリ

とあり、日置は十三日に来名され、十四日に御親修し護国院に宿
 泊した後、十五日午前七時三十分に出発して移錫された。

翌七年六月になると、永平寺監院在職中の明治三十八年五月に
 森田悟由の道念と福山黙童西堂によって開講された永平寺の眼蔵
 会を継続させるため、その方策を建議した。それは永平寺におい
 て二カ月間にわたる眼蔵会講師の謝誼や旅費を始めとして、聴講
 衆の賄費（食費など）がかなりかかる。赤字の分を本山会計の負
 担となれば、経費面から眼蔵会の永続は難かしくなる。永平寺上
 山聴講を奨励し、聴講衆に経費の負担をかけないようにすれば、
 眼蔵会は永続できる。そのため永平寺の常什会計に依存すること
 なく開催できる基金を作り、その利息によって経費を支払ってい
 くことが最善の得策と考えたのである。その献納願と計画主意書
 をあげてみると

眼蔵会供養料基本金献納願

恭惟正法眼蔵九拾五卷ハ大恩教主承陽大師ノ暖皮肉ニシテ宗
 門ノ命脈ナリ宝永記ニ損翁老人（示衆ニ曰ク於テハ天竺ニ則チ積迦
 世尊於震旦ニ則チ達磨大師於日本ニ則チ永平高祖）然リ而其中我
 等ノ今日飽聞ニ無上ノ大法ヲ者ハ是レ由ニ永平高祖ノ大法恩ニ而
 已最ニ上ニ於チ積迦ヨリモ最ニ尊ニ於チ達磨ヨリモ也苟モ不レトキハ有ラ永平則
 争カ知ニシテ積迦達磨之所ニ以テ尊重ニ哉其正法眼蔵一部ノ与下付ニ
 属スル迦葉ニ一代蔵経ニ無ニ無別ニ不レ知ニ尊重スル之ヲ者ハ畜生畜
 生ニ言中ニ有レ響キ自以テ衫袖ヲ拭ニ落涙ヲ云云）本山曩ニ眼蔵会開
 始以来茲ニ十五年間毎歲五月五日ヨリ六月廿九日マテノ転法
 輪ハ実ニ宗門最尊ノ大法会ナリ其ノ際ク聴講生ノ増減アリト雖
 モ本年ノ如キ常在安居ノ結衆ト俱ニ二百八拾余名ノ多キヲ見
 ルハ宗門中最モ喜フヘキ進運ニシテ相俱ニ賀スヘキ所ナリ然
 リ而シテ一方裏面ヲ顧慮スレハ諸物価騰貴ノ世ニ処シテ制限
 アル経費中ヨリ多クノ衆僧ヲ供養スルノ困難アリ従テ物料ノ
 不足ヲ生シ引テ衆僧供養ノ本意ヲ十分ナラサシムルハ是
 レ亦已ムヲ得サルモノナリ今日已ニ然リ将来豈ニ爾ラザラン
 哉曾テ玄照禪師黙童老師予シメ是ノ事ヲ慮リ眼蔵会持久ノ方
 法トシテ毎年聴講衆平均五十名ト仮定シ之ヲ供養スヘキ基本
 金五万円ヲ保存シ其利子金五百円ヲ以テ五十名ヲ供養スルノ費
 用ニ充ツル云々トノ讖言アリ是レ其當時ハ米価四斗ヲ糶フニ
 五円内外ノ秋ナリ瓶城之ヲ聞テ心潜力ニ動キ若シ果シテ此拳
 アラハ多少ノ衣資ヲ割クノ思ヲ生シ今ニ於テ記憶シテ忘レザ
 ルナリ此來聞ク処ニ抛レハ名古屋市商業学校々々長市邨芳樹氏

ハ同校ニ在勤スルヲ二十五年今歳春辞職シ洋行ノ志シアルヲ以テ同校卒業生ニシテ目下外国ニ在テ成効シタル某甲ハ五千円ヲ寄贈シタルヲ首トシテ其他一般ノ受業学生協力義捐ノ結果金拾万円ヲ合計シテ市郵氏ニ贈リ曾テ教育ノ慈恩ニ酬ヒタリトノ美談アリ白衣ハ受欲非行道ノ人ニシテ尚且ツ然リ況ヤ損翁老師力云々セラレタルカ如ク誰力敢テ高祖ノ鴻恩ヲ知ラサルモノ有シ哉瓶城感激ノ至リニ禁ヘス且ツ先年玄照禪師ノ言下ニ於テ意識ニ誓約シタルヲ欺カズ爰ニ五百円ヲ献納シ隗ヨリ始ムルノ微衷ヲ表シ併テ他ノ有志諸老宿ノ贊同ヲ希望ス

恐惶頓首願意謹言

名古屋市東区布池町護国院住職

大正七年六月十日

上野瓶城[㊦]

祖山

監院 丘宗潭 殿

井ニ 諸役寮御中

主意書

- 一金 不老閣狛下へ懇願スル^一
- 一金五千元 豊川妙厳寺へ寄附懇願スル事
- 一金壹万円 有志者各位へ懇願スル事
- 一金壹万五千元 眼蔵会供養料基本保存スル事
- 一前金ハ正當ナル銀行へ保護預トシテ年々其利子ヲ以テ聴講

大正期の奉安殿護国院

衆ニ限り供養ノ実費ニ充テ剰余ノ分アル時ハ之ヲ基本金へ繰込ム事

一収支ノ精算ヲ厳正ニシテ聴講衆へモ示シ置ク事

一両三名器量アルモノヲ選抜シ丘老師ニ就テ親シク正法眼蔵ノ蘊奥ヲ研究シ第二ノ丘老師ヲ養成スルコトハ最大急要ナ

レハ本年ヨリ従事セシムル事

但シ研究生ハ丘老師へ選出ヲ乞フベシ

一拙僧ヨリ献納金五百円ハ方針御確定次第上納可致事

一細則ハ御詮議ノ上十分規定スル事

上野瓶城[㊦]

とある⁽¹⁾。上野自ら率先して五百円を献納寄進しているが、「眼蔵会基本金第一回報告書」によれば、

- 一金壹千元也 現不老閣狛下
- 一金壹千元也 豊川妙厳寺 福山 白麟
- 一金五百円也 福井県宝慶寺 大仏 輔教
- 一金五百円也 福岡県明光寺 上野 瓶城
- 一金五百円也 神奈川県最乗寺 新井 石禅
- 一金参百元也 兵庫県心月院 弘津 説三
- 一金参百元也 愛知県円通寺 陸 鉞嚴
- 一金参百元也 静岡県大洞院 橘 成典
- 一金式百元也 東京芝青松寺 佐藤 鉄額
- 一金式百元也 熊本県大慈寺 丘 宗潭
- 一金式百元也 長崎県皓台寺 霖 玉仙

一金貳百円也 大連市常安寺 森口 恵徹

とあるように、金額では千円が二口、五百円と三百円がそれぞれ三口、二百円が四口で、あとは百円以下であった。これは同七年七月から翌八年十月までの一年三ヵ月間の勸募高であったが、中には

一金貳百円 大本山永平寺僧堂詰雲納 百廿七名

一金五拾円 名古屋護国院僧堂詰雲納 拾八名

一金四円 鳥取県精明寺講習會員有志 八名

とあるように、僧堂詰の雲納衆からの寄附も受けている。「報告書」によれば、

合計 金壹万六百貳拾五円也

内 金八千四百八拾七円也 収納高

金貳千壹百参拾八円也 未納高

とあり、未納金があるものの記帳総額は金壹万六百貳拾五円に達した。

上野の眼蔵会基金の間接的な動機となったことのエピソードがある。それは、大正七年六月十六日午後、護国院で名古屋女子商業学校第二十回卒業生追弔法会があり、翌日には校長市郎芳樹先生の主催で故矢野二郎先生の十三回忌法要が修行された。当時の市郎先生は洋行される直前であつたらしく、先生の洋行費は名古屋女子商業高校出身者が斡旋尽力し醸金を出した。数年間の教育を受けたに過ぎぬ卒業生が、その恩徳に感じて莫大な洋行費を提供することに感激した上野は、宗門は高祖のお陰でご飯を食べ

ており、その恩は一生も二生もだといひ、自らを叱るごとく目に涙を浮かべた。数日後、眼蔵会の聴講を終えた二人（近藤超禅、橋本恵光）が訪ねてこられ、それ以後、永平寺の眼蔵会の確立が宗門の命脈を伝えるものと考え、眼蔵会を独立した会計のもとに永遠化する必要を説くようになったといわれる。⁽²⁾翌七月には、永平寺監院（丘宗潭）が「永平寺眼蔵会基金勸募趣意書」を印刷し配付した。笛岡自照『続永平寺雑考』（昭和五十一年三月 古徑荘）一〇九頁によれば、「勸募趣意書」は明光寺に所蔵するとあるが、現在は未確認である。⁽³⁾そのため笛岡氏の論考からとりあげてみると、

永平寺眼蔵会基金勸募趣意書

正法眼蔵九十五巻は、宗祖承陽大師の煖皮肉でありまして、御年三十二歳より五十四歳まで七処九十五会の獅子吼であります。一大蔵経の眼目、少林の妙訣は、大師の眼蔵によりて、我国に正伝されたと云つても過言ではありません。九十五巻の根帯は霜華を經る七百年の今日、一万四千の門葉を開き、能く人天の蔭涼となつて、永遠に朽ちない金剛の宝樹であります。或従経卷、或従知識は仏祖に親近し、仏祖の行持と精神とを体得する眼目でありますが、不立文字教外別伝の弊風に眩惑され、標月の経卷を徒らに黄葉の止啼錢視して、船筏の大海を航する最要の家具であることを忘れ、迷蒙にして適従する処を知らざる漢の渺からざる時代もありました。

宗祖大師、児孫を憐み給ふ婆心切にして和字を以て漢語を柔らげ、奇妙善巧、参学の徒をして文言の煩累を脱して、慕直に宗意の玄底を探らしめ、正伝の仏風を煽がしめ給はんとする慈心の結晶が、九十五巻として出現於世したのであります。されば眼蔵のある処は大師の所在地であり、大師の所住所は大師の説法の不断とする処であります。眼蔵の一字一句は大師の現身であり、仏道の現成であります。古来宗門の碩徳、転展して眼蔵の参究に身心を投じ、高祖道の宣揚に渾身を打ち任せて余念はありませんでした。

明治三十八年より、道誉一世に高かりし森田悟由禪師の発議により、高祖の道場である永平寺に於て、年一回五六両月の六旬に亘りて、眼蔵会の創立を見るに至りました。その趣旨は在家出家を問わず、法雨一潤、大師の思想信仰を宣伝し、正伝仏法の真面目を激揚するにあつたのであります。爾来会を重ねること拾四。歳とともに講筵の盛況を致し、眼蔵参究の声を高むるやうになりました。

眼を時世の推移に転じますと、思想界の風潮は依然として過渡期の渦中を脱せず、旧を捨てて新を追ひ、世道人心は那辺に適帰すべきか、迷途夢中に行くの感に堪えませぬ。時恰も空前の戦乱に際し、世界の大勢は戦後いかに廻転すべきか、心ある人士の夙に憂慮する所であります。而して時代の一転化する時に於て勃興するところのものは、宗教であります。これ歴史が明かに教ゆる所でありまして、この意味に於

て人心の要求する宗教は、剛健にして力ある信仰、汲めども尽きない深い清新な思想であります。而して是は承陽大師の宗風に待たなければならぬと信じます。この時に当りまして、眼蔵会の発展策は重大な意義を有し、其の方法を講ずるの急務を感ずるのであります。

本山の経常費に於ては、開講諸雑費を支弁し得ないほど窮乏を告げては居ないのでありますが、眼蔵会の費途は、本山の会計と独立する必要を従来認むるのみならず、その発展を企図する上に於て、開講費の増加は当然であります。

是より先、高祖道の高唱者にして、大師の宗風に熱烈な信仰を擎げられつつある、宗門の碩徳上野瓶城老師は、自ら進んで金五百円を投じ、基金勸募の方策を建議されましたので、拙稿は道念厚き老師の篤志に感激し、此の議を提げて台上猥下の翼賛と諸役寮の協賛とを得るに至りました。

希くは本宗御寺院は勿論、十方有信の道俗諸彦、拙稿が微衷の存する所を諒とせられ、奮って御賛同あらんことを望むや切であります。是の趣旨に対して応分の喜捨を受けました篤志に報答するために、左の規定を設けました。

第一、開講に當り篤志諸彦の福寿長久を祝祷するために大般若会を厳修し、講了の際、祖先累代のために大施餓鬼会を修行す。

第二、百円以上喜捨に就いては、御寺院には入祖堂牌を建て、信徒の方には特別日牌を建てて朝夕の回向を営

む。

第三、五拾円以上喜捨の篤志諸彦には、普通日牌を建てて朝夕の回向を営む。

第四、五拾円以下の喜捨の篤志諸彦には、講了の際、祖先累

代の為に大施餓鬼会を修行す。

第五、有志諸彦は福井県永平寺監院宛て御送金の事（振替東京式壹式壹九）

大正七年七月吉日

大本山永平寺 監院

とあり、丘監院自からが起草されたもので、護国院の上野瓶城宛の書簡によれば、

……過日東野老師へ対し、眼蔵会基金募集規則御請求相成り候に付、該趣意書並に規則書本日脱稿致し候間、直に活版に

附し、出来次第御送り候間、御承知被下度候。云々

とあることから明らかになる。その「追伸」によれば、「拙者は来月七八日頃下山、云々」とあり、七月三十一日に書かれたという「勸募趣意書」は、丘が監院職を辞任して曹洞宗大学学長に就く直前に執筆されたものである⁽⁴⁾。また、勸募は禪師や妙嚴寺を始め全国の寺院、檀信徒からも浄財を募集しており、さらに『正法眼蔵』の蘊奥を研究するため二、三名に研究費を助成することも含まれていた。

この「勸募趣意書」によって、上野の首唱する募集勸募の意義は明らかになり、短期間において顕著な実績をあげた。なお、永平寺に所蔵する大正七年度の「監院寮記録」による「眼蔵会供養

料基本金献納願」にも

……本年ノ如キ常在安居ノ結果ト俱ニ一百八十余名ノ多キヲ見ルハ宗門中最モ喜ブベキ進運ニシテ相俱ニ賀スベキ所ナリ、然ハ而シテ一方裏面ヲ顧慮スレバ諸物価騰貴ノ世ニ慮シテ制限アル経費中ヨリ多クノ衆僧ヲ供養スルノ困難アリ、從テ物料ノ不足ヲ生シ引テ衆僧供養ノ本意ヲ十分ナラザラシムルコトハ、是レ亦已ムヲ得ザルモノナリ。今日已ニ然リ、將來豈ニ爾ラザラン哉。

曾テ玄照禪師黙童老師予ジメ是ノ事ヲ慮リ眼蔵会持久ノ方法トシテ毎年聴講衆平均五十名ト仮定シ、之ヲ供養スベキ基本一万円ヲ保存シ其利子金五百円ヲ以テ五十名ヲ供養スルノ費用ニ充ツル云云トノ讖言アリ。是レ其當時ハ米価四斗ヲ糶フニ五円内外ノ秋ナリ。瓶城之ヲ聞テ心潜力ニ動キ若シ果シテ此誉アラバ多少ノ衣資ヲ割クノ思ヲ生シ今ニ於テ記憶シテ忘レザルナリ。……

とあり、聴講生の賄い方法の思案は森田禪師の時に西堂であった福山黙童も危惧していたことであった。そのためその危惧を実行したのが上野であった。その後、この件は永平寺当局の採用するところとなり、直ちに着手されて翌八年には、第一回の「眼蔵会基本報告」が出され、この基金を大正十一年四月に東京別院監院栗木智堂が手続きを行い、六月十三日に文部大臣の許可を得て、七月六日付で法人登記を完結した。しかし、この「永平寺眼蔵会財団」は、昭和四十七年十月の福井県による財団法人現況調査に

あたり、永平寺が県当局の勧告を受け入れて法人解散の手続きを進め、翌四十八年三月二十七日付をもって解散した。眼蔵会にとつて、この資産は大切な基金であり、これによって外来聴講者は、聴講料を始め期間中の食費など一切無料の特待を受けた⁽⁶⁾。

大正八年には、上野の護国院住職が任期満期となり、二月二十一日に退隠して明光寺へ戻った。明光寺は兼務地であったが、再住となっている。護国院の後住には、三月七日に永平寺副監院であり、願成寺（越前市土山町）住職でもあった東野玉尖が就いた（『宗報』第五三八号）。続いて上野は、同年十二月に宝慶寺（大野市宝慶寺）へ晋住しており、翌九年三月には永平寺西堂に任命され、同十四年十一月十五日に世寿八十一歳で明光寺において示寂した。

永平寺眼蔵会の基金勸募運動を行い、眼蔵会の陰の功労者ともいえる上野は、寂光苑にある自然石の卵塔に祀られている。丘宗潭は「高祖道の高唱者にして、大師の宗風に熱烈な信仰を撃げつつある宗門の碩徳⁽⁷⁾」と評している。

注

- (1) 「眼蔵会供養料基本金献納願」は永平寺に所蔵する。
- (2) 水島釵城「眼蔵会基金の動機」（昭和十六年三月「傘松」第一六二号）に、市邨芳樹先生の人徳が間接的動機であったことが説かれている。

(3) 本稿執筆前に明光寺へ問合せしたところ、『福岡市史』編纂のため

大正期の奉安殿護国院

に所蔵資料を福岡市博物館へ依託し整理中との返信を受けとり、筆者は未確認のまま本稿を執筆した。

(4) 笹岡自照『続永平寺雑考』（昭和五十一年三月 古径荘）一一二頁に指摘している。

(5) 熊谷忠興「無私唯務」^⑤ 上野瓶城大和尚（昭和六十年二月「傘松」第四九七号）で紹介されている。

(6) 笹岡自照、前掲書一一九頁に「永平寺眼蔵会財団」の解散に至る推移が述べられている。

(7) 笹岡自照、前掲書一一五頁に、丘宗潭による人物評が紹介されている。

追記

平成三十年二月二十、二十一日に、福岡市博物館内市史編纂室に委託されている明光寺文書で上野瓶城師に関する文書調査を行うことができた。護国院時代の書簡など師の活動を知ることのできる文書が多くあった。そのため本稿は改稿せざるを得ず、『永平寺名古屋別院史』は新稿で発表したい。調査にあたっては明光寺住職本多迪富老師にご懇切なるご高配を賜わり、瑞石寺住職本多寛尚師には事務的なことで大変お世話になった。また、市史編纂室の八嶋義之氏は文書を整理分類して目録を作られており、それによってスムーズに調査することができたのは幸運であり有難かった。皆様に心から感謝いたしお礼を申し上げます。

十一世 東野玉尖

上野瓶城が任職任期満期につき明光寺へ転住した後、願成寺（越前市土山町）任職であった東野玉尖が十一世に就いた。その「任職継目願」には、

任職継目願

護国院任職上野瓶城大正八年二月廿一日、福岡県筑紫郡堅粕町明光寺へ転住仕候ニ付、後住ハ福井県丹生郡白山村四等法地願成寺任職東野玉尖へ相続スヘキ旨宗法ニ準シ干与者ノ贊同ヲ得テ選挙仕候條、御調査ノ上支吾無之候ハ、御任命被成下度、乃チ本人履歴書相添此段連署ヲ以テ相願候也

大本山永平寺御直末

愛知県名古屋市中区布池町常恒会護国院

右寺法類総代

愛知県名古屋市中区宝町禅芳寺住職

門内 大英[㊦]

大正八年 月 日

信徒総代

全県全市西区和泉町二丁目七番地

吹原 九郎三郎[㊦]

全県全市中区鉄砲町三丁目四十九番地

森本善七[㊦]

全県全市全区三丁目十三番地

大沢常太郎[㊦]

全県全市全区古渡町百九十九番戸

津田蔵太郎[㊦]

庶務部長岩山真定殿

とあり、正式には大正八年三月七日付である。（「宗報」第五三八号）当時の東野は永平寺副監院でもあり、永平寺に常在していた。三月三日には、永平寺に通信機関として電話が必要であることを金沢郵便局長村田寅之助へ「電話事務開始希望ニ付陳情書」（永平寺蔵）として提出しており、十二月には護国院で細川靠山（後に天龍寺二十一世）に伝法した¹。また、九月十五日には東向寺（天草市本町）認可僧堂の準師家であった佐藤良運の護国院僧堂への勤務変更を申請している。（護国院蔵）監寺であった門内大英は、明治七年五月十八日より禅芳寺六世に就いていたが、本年九月十日に退隠して法嗣の大岩仙英へ譲った。そのため門内は、任職の東野が不在であっても護国院に常在し実質的運営を行っていたのである。

翌九年十一月には、東野が永平寺代表出願者として信徒総代波多野三吾らとともに福井県知事湯地幸平へ、従来の舍利殿を拡大して大祠堂殿建築工事の一部金に福井県よりの補助金の「県費補助願」を申請している。（永平寺蔵）また、翌十年二月にも、永平寺代表者として開墾制限地であった永平寺所有地の福井県吉田

郡志比谷志比五西山二二ノ二の山林を開墾する「森林開墾願」を出している。(永平寺蔵)六月二日には、北野元峰禪師が護国院へ来錫された。北野は前年の十月十八日に永平寺へ晋山されており、愛知吉祥講の法要が名古屋での最初の御親修であった。御親修後の翌三日、千種にある曹洞宗第三中学林での講演に行く途中、学校から四、五丁を距てた鉄道を横断しようとした時、人力車夫の過失から禪師を乗せた車が転覆した。そのため禪師の右肩の骨が折れてしまったのである。直ちに担架に乗せて護国院へ帰られ、門内監寺の機敏なる処置により、愛知病院長の内科の診察を受けられた。しかし、八十歳の高齢にも拘らず、余病は併発しておらず、入院の必要もなく外科医の小島先生による接骨治療のみでよかった。七月十三日まで約四十日間、護国院の不老閣に滞在せられ、同日に全快振舞されて、十五日朝、永平寺東京出張所へ帰られた。⁽²⁾ その間、門内や信徒総代らの看護及び見舞などを受けており、護国院との深い法縁は、この事故によって結ばれたのであった。

その後、十月十八日から二十四日までの授戒会に御親化され、戒弟も一千名余りの大盛況であった。九月十九日に東野が自照寺(小牧市多気東町)住職(山内大慧)へ授戒会の随喜を願った書簡には、

謹啓 時下秋冷之候に候処、尊堂老宗師益々御清逸に候条何卒不斜奉慶賀候、陳は當山開祖珍牛禪師本年百回忌正當に付、特に不老閣貫首猊下ヲ拝請シ、来ル十月十八日ヨリ同廿

四日迄尸羅会ヲ啓建致シ報恩供養相営度候間、萬障御繰合御随喜之程奉懇請候、尚時節柄御展待モ行届不申、且謝儀等モ拜呈致兼候得共、御報恩之思召ヲ以テ御来臨被下候得ハ本懐之至に御座候、先ハ御案内迄得貴意候 勿々敬具

追而戒会中御随喜被下候得ハ、何カ配役モ御願申度、且時宜ニ依リ一度御焼香ヲモ相願度候間、予シメ御合之上御来山之有無共御一投相煩度候也

大正十年
九月十九日 護国玉尖九拜

自照尊堂老宗師

とあり、護国院開山瑞岡珍牛の正当百回忌でもあったことがわかる。

翌十一年八月六日には、東野の本師である東野玉龍(天龍寺十⁽³⁾八世)が九十歳で示寂した。そのため十一月二十四日付で天龍寺十九世に就くことになった。(宗報「第六二八号」)しかし、護国院の後董はすぐに決まらず、曹洞宗大学林教授や曹洞宗第二中学林などを歴任して北野禪師の随行長も務めた洞雲寺(大野市清滝)二十八世の大洞良雲が就くことになった。大正十二年一月二十二日に法類総代の禅芳寺住職大岩仙英と信徒総代から出された「兼務住職任命願(護国院蔵)をみると、

兼務住職任命願

護国院住職東野玉尖儀福井県吉田郡松岡村天龍寺ノ請ヲ受ケ転住ノ処、後任住職ハ已ムヲ得サル事情ニ依リ至急選定致シ難キニ付、福井県大野郡大野町洞雲寺住職大洞良雲ヲ以テ御

許可ノ日ヨリ満ニケ年間兼務住職タラシムヘキ旨宗法ニ準シ干与者ノ賛同ヲ得テ選挙仕候條、御調査ノ上支吾無之候ハ、御任命被成下度、此段連署ヲ以テ相願候也

大本山永平寺直末

名古屋市東区布池町常恒会二十級護国院

右寺法類総代

名古屋市東区宝町禅芳寺住職

大岩 仙 英[㊦]

大正十二年一月廿二日

全市西区和泉町二丁目七番地

信徒総代 吹原 九郎三郎[㊦]

全市中区鉄砲町三丁目四十九番地

全 森 本 善 七[㊦]

全市中区祢宜町五丁目三十四番地

全 堀内 茂右衛門[㊦]

全市中区鉄砲町三丁目十三番地

全 大沢 重右衛門[㊦]

全市中区末広町一丁目二十二番地

全 村上 庄 造[㊦]

庶務部長祥雲晚成殿

とあり、「[ム]ヲ得サル事情ニ依リ至急選定致シ難キニ付」とある。この文は「兼務住職任命願」の定型文かもしれないが、大洞は一月二十五日に永平寺副監院となった⁽⁴⁾。護国院住職の先例は永

平寺副監院か監院であるところから、大洞も急遽副監院になったのであろうか。それとも副監院に内定していたところから二月一日付で兼務住職に就いたのであろうか詳細は明らかでない。

三月一日には、東野が「宗報」第六二九号（大正十二年三月一日発行）に

謹告 名古屋市護国院住職を拝命し居し、迂柄儀今般都合に

より師跡を襲ふこと、相成、本日を以て左記へ転住仕候、茲に謹んで従来の御厚誼を感謝し併て将来の御道愛を希上候

敬具

福井県吉田郡松岡村天龍寺住職

大正十二年三月一日 東野 玉 尖

と師跡を襲うことから天龍寺へ転住することを広告した。当日朝、護国院を出発した東野は夕刻に天龍寺へ着き、入仏式を終え、五月五日には晋山式を行った⁽⁵⁾。天龍寺在職中には、境内に私立松岡幼稚園を建設しており、昭和十年十月二十七日に七十三歳で示寂した。「傘松」第九十九号（昭和十年十二月一日発行）に

東野玉尖師

曾ては祖山の副寺として又副監院として或は宗会議員として宗門に重きをなしてをられたる福井県吉田郡松岡町天龍寺住職東野玉尖師は、昨年来四大御不調のため臥床中でありました。病勢俄かに改まり、去る十月廿七日世寿七十三歳を以て化を他界に遷されました。なほ、本葬は十一月一日午後一時より不老閣御代理小原本山副監院老師秉炬の下に取り行は

れました。会葬の道俗境内を埋め多数の弔電弔辞あり、特に手に手に数珠をかけた幼稚園々児の会葬姿は人目を引きそぞろに故人の生前が偲ばれました。

と死亡記事が紹介されている。天龍寺の過去帳や東野金瑛「一枚の黒衣」（昭和五十四年六月「傘松」第四二九号）によれば、「資質極メテ温厚、為法不為身、誠実勤勉、詩歌ヲ楽シミトセラ」^ルとか六十四世森田悟由禪師から六十七世北野元峰禪師頃まで一生を本山勤めで終え、「法式の神さま」といわれる程、進退や鳴らし物などで一つも間違いないことができる方であったといひ伝えられている。

注

- (1) 天龍寺（福井県吉田郡永平寺町松岡春日）二十一世の細川靠山に伝法したことは、青園謙三郎『天龍寺と芭蕉』（昭和五十五年四月 天龍寺）一七五頁の「二十一世得水靠山」の伝記にいう。
- (2) 北野元峰禪師の事故やその経過などについては、細川道契「故禪師と奉安殿」（昭和八年十二月「護国」第三号）や細川道契「永平元峰禪師伝歴」（昭和九年四月 永平寺出張所）一五〇、一五一頁に詳しく述べられている。
- (3) 青園謙三郎、前掲書一五八頁の「十八世伝国玉童」による。
- (4) 徳巖寺住職の大村良秀「大洞良雲老師」（私家版）の経歴による。
- (5) 青園謙三郎、前掲書一六五、一六六頁の「十九世大溪玉尖」による。なお、天龍寺晋山式記録なども同書一六六〜一六九頁に紹介されている。

大正期の奉安殿護国院

十二世 大洞良雲

東野玉尖が天龍寺へ転住した後の護国院は、大正十二年一月二十五日に永平寺副監院に就任した洞雲寺（大野市清滝）住職の大洞良雲が兼務住職に就いた。すでに、前年の十一月二十四日に東野は天龍寺の住職任命を受けており、そのため一月二十二日に護国院の法類である禪芳寺住職の大岩仙英と信徒総代の吹原九郎三郎、森本善七、堀内茂右衛門、大沢重右衛門、村上妙光らが祥雲晚成庶務部長へ出した「兼務住職任命願」によれば、「已ムヲ得ザル事情ニヨリ」となっている。詳しい事情は不詳であるが、二月一日に住職に就いた。⁽¹⁾三月十五日の奉安殿吉祥講春季大会のため、北野元峰禪師らを名古屋駅に出迎えた大洞の肩書きには「護国院新命」となっている。⁽²⁾なお、大洞は五月二十五日より六月三日迄、聚福院（当時・名古屋市中区松山町）で行われる百名の布教師に対する社会教化講習会（主催帝国工場布教団）では、「宗意研究」の講師を務めている。ただし、その時の肩書きは「前曹洞宗大学教授」となっている。⁽³⁾翌十三年には林陽寺（岐阜市岩田西）徒弟の岩水玄峰が安居した。岩水は当時十八歳であり、大洞住職を始め役寮、安居僧の集合写真や奉安殿の稻荷明神の庭で写した同安居者の写真がある。また、翌十四年三月一日に法堂前で田名部端隣知殿、深津玄端殿行とともに写した写真には、法堂須

弥壇前に二匹の獅子の彫物が祀られている。これにより、護国院の法室内陣は永平寺の内陣を模したものと思われる。八月に写した侍者寮の集合写真もみえるが、当時の法堂、鐘堂、庫院などの写真から豪壮な感じがする伽藍であった。

翌十四年三月十四日には、二月一日が大洞の兼務住職の満期日となることから、兼務住職の「継続任命願」を大洞と法類総代の大岩仙英、信徒総代の吹原九郎三郎、森本善七、堀内茂右エ門、大沢重右衛門、村上庄造らの連署で祥雲晚成庶務部長へ出願しており、四月二十日に再度の兼務住職に任命されている。⁽⁴⁾

翌十五年には、永平寺及び護国院信徒の総代である鈴木惣兵衛氏が亡くなったため、永平寺東京出張所にいた北野禅師は、一月六日の夜行で東京を出発し、七日朝に護国院へ到着した。午後から葬儀が行われ、その乗炬師を務めている。翌八日には同院の観音講員に御親教なされ、同晩、夜行で名古屋を発った。⁽⁵⁾ なお、本堂の正面に掛けてある幔幕は、同月に鈴木氏より寄進されたものであった。⁽⁶⁾

翌昭和二年には、永平寺で同五年に修行される二祖国師六五〇回大遠忌事業の一環として、大光明蔵の改築が行われることになった。この改築は愛知県下の寺院及び檀信徒の寄附によるもので、そのため護国院境内は木造り（切り込み）⁽⁷⁾などを行う作業場となり、五月八日に起工式を挙行了した。同建築の事務総監は伊藤哲杖で、部長は陸鉞巖、工事主任は山田突鳳、顧問に伊藤覚典、岩山真定、加藤晁堂らが就いた。⁽⁸⁾ また、魚津弘吉が棟梁となり、

日本建築界の権威者である武田五一博士が指導することになった。さらに構造計画は西原吉治郎、漆工、金工などの装飾的技術は太田誠二、絵様及び彫刻の意匠図案に関しては藤原義一らを煩わしている。⁽⁹⁾ なお、建築用材は護国院境内で切り込みした後、厳重な荷造をして汽車で永平寺まで運搬し、翌三年八月二十八日に永平寺で上棟式を行い、同四年十二月下旬に竣工した。そのため護国院の境内は約一年半の間、大光明蔵の木造り作業場となっていたのである。同三年一月頃には大工小屋が火事になった。幸いにも伽藍への類焼はなかったが、原因はルンペンが暖をとるためカンナ屑に火をつけたことから燃え出したのである。⁽¹⁰⁾ なお、大光明蔵の建築概要は、同五年三月に魚津弘吉が『大本山大光明蔵建築図集（魚津弘吉蔵版）』と題して報告されており、それに詳しい。

ところで、護国院は同二年十月一日に認可禅林に認可されている。⁽¹¹⁾ また、十月七日には学堂設立の件を愛知県知事小幡豊治に出しており、翌三年三月九日に「名古屋奉安殿学堂」が認可された。なお、同二年には橋本恵光が護国院僧堂単頭に就いており、⁽¹²⁾ 同三年四月十五日に護国院は専門僧堂に指定されている。⁽¹³⁾ 翌四年四月十日には橋本恵光が護国院僧堂の後堂に就任しており、六月に鎌谷仙龍が同僧堂で橋本と初相見し安居隨身を許されて同七年まで安居した。

同四年九月十九日には、大洞と信徒総代らより庶務部長の山本富賢へ

兼務住職任免願

名古屋市東区布池町 常恒会二十級

大本山永平寺直末 護 国 院

拙僧儀、今般都合ニ依リ兼務住職ヲ辞任仕度、依テ後任ハ本山監院福井県敦賀郡松原村永建寺住職熊沢泰禪ニ兼務住職御任命被成下度、信徒総代連署ヲ以テ此段相願候也

昭和四年九月十九日

右護国院兼務住職

大 洞 良 雲

信 徒 総 代

名古屋市西区和泉町式丁目七番地

吹 原 九郎三郎

名古屋市西区木挽町五丁目拾貳番地

鈴 木 摠兵衛

名古屋市中区鉄砲町参丁目九番地

森 本 善 七

名古屋市中区祢宜町五丁目参拾四番地ノ壹

堀 内 茂右衛門

名古屋市中区鉄砲町五拾五番戸

大 沢 重右衛門

名古屋市東区西魚町参丁目参番地

柴 山 寿 太郎

名古屋市中区末広町壹丁目貳拾貳番地

村 上 庄 造

庶務部長 山 本 富 賢 殿

と「兼務住職任免願」¹⁴が出された。これは、兼務住職の大洞が辞任し、後任は本山監院の熊沢泰禪が兼務住職に任命されることを願っている。このようになった訳は、永平寺東京出張所監院上野舜頼と護国院側の大洞兼務住職、監寺の門内大英、顧問の中島分教、水野玄秀と信徒総代の吹原九郎三郎ら六人の間で

契 約 証 書

大本山永平寺ヲ甲トシ護国院ヲ乙トシ、左ノ契約ヲ締結ス

第一条 乙ヲ甲ノ特選地トス

第二条 甲ハ乙ノ寺法、其他ノ規程ニ依拠シテ乙ヲ監督ス

第三条 甲ノ御山監院ハ代々乙ノ兼務住職トナル、但兼務

ノ為ニ要スル一切ノ費用ハ乙ニ於テ之ヲ負担ス

第四条 甲ハ乙ノ内申ニヨリ乙ノ監寺ヲ任免ス

第五条 第六条ノ目的ヲ実現スルマテ、乙ハ従来ノ如ク一

寺院トシテ自給ニヨリ教育布教ハ勿論一切ノ寺務ヲ自治

スヘシ

第六条 将来宗法ノ是認スルニ至リタルトキハ、乙ヲ甲ノ

別院又ハ之ニ類スルモノトシ甲ノ直轄道場トナスヘシ

第七条 本契約ニ添附スル乙ノ寺法ハ、甲ニ於テ之ヲ認可

シタリ

第八条 乙ハ寺務ノ執行ニ関スル規程ヲ定ムルコトヲ得、

但本契約ノ趣旨ニ抵触スルコトヲ得ス

前項ノ規程ヲ定メタルトキハ、遲滞ナク之ヲ甲ニ報告ス
ヘシ

第九条 本契約ハ暫定トシ、双方更ニ考究ノ上改正スルコ
トヲ合意ス

右契約シタルコトヲ証スル為、本書二通ヲ作り双方之ヲ保有
ス

昭和四年九月貳拾壹日

大本山永平寺

東京出張所

監院 上野 舜 顯[㊟]

名古屋市東区布池町

護国院

兼務住職 大洞 良 雲[㊟]

監寺 門内 大 英[㊟]

顧問 中島 分 教[㊟]

顧問 水野 玄 秀[㊟]

信徒惣代 吹原 九郎三郎[㊟]

信徒惣代 鈴木 惣兵衛[㊟]

信徒惣代 森 本 善 七[㊟]

信徒惣代 堀内 茂右衛門[㊟]

信徒惣代 大沢 重右衛門[㊟]

信徒惣代 村上 庄 造[㊟]

とある「契約証書」を九月二十一日にかわし、護国院は永平寺の

特選地として永平寺の監院が兼務住職となり監督することになつた。また、将来は永平寺の別院、あるいはこれに類するものとして直轄道場とすることになっている。九月一日に制定された「暫定護国院寺法」や「護国院寺法施行規則」(抜萃)もここにあげてみると、⁽¹⁵⁾

暫定護国院寺法

第一章 総則

第一条 護国院ハ大本山永平寺ノ特選地トス

第二条 護国院ハ本法ノ定ムル所ニヨリ、大本山永平寺ノ監

督ヲ受ク

第三条 護国院ハ明治末期ノ復興ニ係リ、専ラ高祖道ノ宣揚

ヲ目的トシテ再建シ、高祖承陽大師ヲ中心ニ二祖孤雲禪

師、太祖常濟大師ヲ光伴トシテ奉安シタル特別ノ道場ナル

ヲ以テ、本院ヲ董理シ又ハ之ニ干与スル者ハ嚴肅ニ此ノ趣

旨ヲ体シ苟モ違冒スルコトヲ得サルヘシ

第四条 本法ハ護国院ノ根本憲章トス

第五条 本法ハ住職、監寺及干与者ノ各四分ノ三以上ノ同意

ニヨリ、大本山永平寺ノ認可ヲ得ルニアラサレハ変更スル

コトヲ得ス

第六条 本法ノ施行ニ関スル規則、其他諸規定ノ制定、変更

及廃棄等ハ住職、監寺及干与者ノ同意ヲ以テ之ヲ決定ス

第二章 住職監寺及干与者

第七条 護国院ハ専任ノ住職ヲ置カス大本山永平寺御山監院

ノ職ニアル者ノ兼務トス、但監院ノ職ヲ罷ムルモ後任ノ就職スルマテ尚兼務ノ職ニ在ルモノトス

第八条 住職ハ一切ノ寺務ヲ統轄ス

第九条 本法施行後、最初ノ兼務住職ヲ輪任第一世ト称シ、爾後其世数ヲ逐フ

第十条 護国院ニ監寺ヲ置ク

第十一条 監寺ハ住職及ビ干与者ノ同意ヲ以テスル内、甲ニヨリ大本山永平寺之ヲ任免ス

第十二条 監寺ハ住職ヲ補佐シ住職支吾アルトキハ其委任ニヨリ一切ノ寺務ヲ代行ス

第十三条 護国院ニ左ノ干与者ヲ置ク

一 顧問 五名以内

一 信徒惣代 十名以内

第十四条 顧問ハ重要ナル事項ノ諮問ニ応スルモノトシ、護国院ニ功勞アル寺院中ニ就キ干与者ノ同意ヲ得テ住職之ヲ

委嘱ス

第十五条 信徒惣代ハ宗法、法令、本法及其他ノ規定ニヨリ寺務ニ参与ス

第十六条 信徒惣代ノ任期ハ三年トス、但再選スルコトヲ妨ケス

信徒惣代ハ満期後ト雖、後任者就任スルマテ尚其職務ヲ行フ

第十七条 信徒惣代ハ住職、監寺及顧問ノ同意ニヨリ、其員

数ヲ定メテ之ヲ選定ス

前項ノ選定ヲ為シタルトキハ、住職ハ三日以内ニ被選定者及現任者ニ其旨ヲ通知スヘシ

第十八条 現任ノ信徒惣代ハ、前条第二項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ三名以上ノ同意ヲ以テ前条第一項ノ選定ニ異議ヲ述フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ七日以内ニ住職、監寺、顧問及現任信徒惣代ノ同意ヲ以テ信徒惣代選定人三十名ヲ銓衡シ、其者ヲシテ十四日以内ニ信徒惣代ヲ選定セシムヘシ

信徒惣代ノ選定ハ、本条ノ手續ヲ以テ確定トス

第三章 寺務

第十九条 寺務ハ宗法、法令、本法及其他ノ規定並ニ慣例ニ準拠シテ執行スヘシ

事務ノ分掌、其他寺務執行ニ関スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十条 左ノ事項ニ就テハ必ス干与者ノ同意ヲ得テ処理ス

ヘシ

一 住職、監寺、干与者及高級役寮ノ進退、其他重要ナル事項

一 境内、建造物、什物等ニ関スル事項

一 財産ノ管理ニ関スル事項

一 不動産又ハ重要ナル動産ノ得喪、借財、保証、其他債務

ニ関スル事項

一 特殊又ハ臨時大法要ニ関スル事項

一 其他総テ重要ナル事項

第四章 会 計

第二十一条 会計ハ常什及特別ノ二種ニ區別シテ整理ス

常什会計ハ左ノ事項ヲ經理ス

一 普通寺務ニ属スル一般ノ出納

一 僧堂、学堂、其他教育ニ関スル出納

一 特別会計ニ属セサル出納

特別会計ハ左ノ事項ヲ經理ス

一 祠堂金ニ関スル出納

一 団体ニ関スル出納

一 臨時事業ニ関スル出納

第二十二条 常什会計ハ住職及監寺之ヲ司掌シ、特別会計ハ

信徒惣代之ヲ司掌ス

第二十三条 各会計ハ毎年十二月末日ヲ以テ閉鎖シ、翌月中

ニ決算ヲ為シ住職又ハ監寺ハ之ヲ干与者ニ報告スヘシ

第五章 附 則

第二十四条 本法ノ執行ニ関スル規則、其他ノ諸規程ハ別ニ

之ヲ定ム

第二十五条 本法ハ暫定トシ、更ニ調査ノ上之ヲ改正スルモ

ノトス

右昭和四年九月一日制定

名古屋市東区布池町

護 国 院

兼務住職 大洞良雲[㊟]

監 寺 門 内 大 英[㊟]

顧 問 中 島 分 教[㊟]

顧 問 水 野 玄 秀[㊟]

信徒惣代 吹原 九郎三郎[㊟]

信徒惣代 鈴 木 惣兵衛[㊟]

信徒惣代 森 本 善 七[㊟]

信徒惣代 堀 内 茂 右衛門[㊟]

信徒惣代 大 沢 重 右衛門[㊟]

信徒惣代 柴 山 寿 太 郎[㊟]

信徒惣代 村 上 庄 造[㊟]

護 国 院 寺 法 施 行 規 則 (拔 萃)

第五章 会 議

第二十四条 会議ヲ分ケテ左ノ四種トス

一、 通常會議

二、 特別會議

三、 職員會議

四、 評議員會議

第二十五条 通常會議ハ住職、西堂、監寺、顧問、後堂及信

徒総代ヲ以テ組織シ、重要事項ノ決議及執行ニ
関スル事案ヲ審議決定ス

第二十六条 特別会議ハ住職、西堂、監寺及信徒総代ヲ以テ
組織シ、重要事項ノ立案及機密事項ヲ協議ス

第二十七条 職員会議ハ第四条ノ職員ヲ以テ組織シ、規定事
項ノ執行方法其他之ニ準スル事案ヲ協議シ、以
テ事務遂行ノ円滑ヲ期スベシ職員ノ会議ハ事
務、又ハ山門ノ施設経営其他改善向上ニ関シ住
職ニ意見ヲ稟申スルコトヲ得

第二十八条 評議員会議ハ山門ノ重要事項ニ付、住職ノ諮問
ニ応答ス
評議員会議ハ山門ノ施設経営ニ関シ、住職ニ意
見ヲ稟申スルコトヲ得

第二十九条 通常会議、特別会議及評議員会議ハ住職之ヲ招
集シ、職員会議ハ監寺之ヲ招集ス

以上

とあり、専任の住職を置かず本山監院の兼務とし、最初の兼務
住職を輪任第一世と称して以後の世代を数えることにした。そし
て、大河は十月十二日に退隠し熊沢泰禪が兼務住職に就いた。

注

(1) 大村良秀「大洞良雲老師」(私家版)によれば、大正十二年二月一

日に護国院兼務住職とある。

(2) 「宗報」第六三四号(大正十二年五月十五日発行)の「本山記事」
の「○円証明修禪師猊下御親化彙報」による。

(3) 「宗報」第六三三号(大正十二年五月一日発行)の「広告」にある。

(4) 「宗報」第六八〇号(大正十四年八月一日発行)の「住職任免」に
よる。

(5) 細川道契「永平元峰禪師伝歴」(昭和九年四月 永平寺出張所)一
七七、一七八頁による。

(6) 「奉安殿と門内監寺老師」(昭和五十九年六月 奉安殿同参会) 口絵
の「本堂」に幔幕が掛けてある。

(7) (8) 「傘松」第三号(昭和二年五月)の「消息録」における「◎名
古屋の起工式」による。

(9) 『永平山大光明藏建築図集』(昭和五年三月 魚津弘吉蔵版)におけ
る魚津弘吉の「御挨拶」にいう。

(10) 石川玉林「嗚呼！一杯の水」(昭和四十六年十一月「傘松」第三
三九号)に、石川が奉安殿安居中の思い出として記している。

(11) 「宗報」第七二七号(昭和二年十月一日発行)の「法規令達」の
「告示第三十五号」に報告されている。

(12) 橋本恵光については「傘松」第二九五号(昭和四十年八月)所収の
「本山西堂橋本恵光老師」や「傘松」第二九六号(昭和四十年十月)
所収の宮川敬道「橋本老師の思い出」による。

(13) 「宗報」第七四〇号(昭和三年四月十五日発行)の「法規令達」の
「告示第十九号」に報告されている。

(14) 「兼務住職任免願」は護国院に所蔵している。

(15) 「契約証書」「暫定護国院寺法」「護国院寺法施行規則」(抜萃)は永
平寺に所蔵する。